

表 悪臭物質と敷地境界線における規制基準 (ppm)

悪臭物質	規制基準			指定年度
	A地域	B地域	C地域	
アンモニア	1	2	5	昭和47年 (5物質)
硫化水素	0.02	0.06	0.2	
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	昭和51年 (3物質)
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
スチレン	0.4	0.8	2	
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	平成元年 (4物質)
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	
トルエン	10	30	60	平成5年 (10物質)
キシレン	1	2	5	
酢酸エチル	3	7	20	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
イソブタノール	0.9	4	20	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	

(注) A地域：主に住居の用に供する地域及び商業の用に供する地域。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除く。

B地域：主に工業の用に供する地域及び臭気に対する順応のある地域。ただし、当該地域に指定することが適当でないと客観的に認められる地域を除く。

C地域：指定地域のうち、A及びB地域以外の地域。

(※) 指定地域として指定されるべき周辺地域は、その地域の地形、気象などの条件や、発生源から悪臭が到達する距離などによって定まります。

表 悪臭物質と主要発生事業場

悪臭物質	臭気の性質	主要発生源事業場
アンモニア NH ₃	刺激臭	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素 H ₂ S	腐った卵臭	畜産事業場、クラフトパルプ製造業、レーヨン製造業、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン CH ₃ SH	腐ったたまねぎ臭	
硫化メチル (CH ₃) ₂ S	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル (CH ₃) ₂ S ₂		
トリメチルアミン (CH ₃) ₃ N	腐った魚の臭い	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド CH ₃ CHO	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
スチレン C ₆ H ₅ C ₂ H ₃	都市ガス臭	スチレン・ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、FRP製造業、SBR製造業、化粧合板製造工場等
プロピオン酸 C ₂ H ₅ COOH	すっぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH	汗くさい臭い	
ノルマル吉草酸 CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH	むれた靴下の臭い	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場等、鶏糞乾燥場、でん粉製造工場、畜産食料品製造工場、し尿処理場等
イソ吉草酸 (CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH		
トルエン C ₆ H ₅ CH ₃	ガソリンのような臭い	
キシレン C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂		
酢酸エチル CH ₃ COOC ₂ H ₅	刺激的なシンナーのような臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
メチルイソブチルケトン CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂		
イソブタノール (CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH	刺激的な発酵した臭い	
プロピオンアルデヒド CH ₃ CH ₂ CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場等、油脂系食品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO		
イソブチルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCHO		
ノルマルバレルアルデヒド CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレルアルデヒド (CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO		